

ジョージ・ブキャナンの抵抗権論

小林 麻衣子

はじめに

「暴君に対する抵抗」という主題は、これを基礎付ける理論の変容にもかかわらず、キケロの『義務について』、アキナスの『王権論について』やソールズベリーのジョシンの『ポリクラティクス』、さらにはロックの『統治二論』に至るまで、古典古代から近代を貫通する知的共有財産として継承されてきている⁽¹⁾。

近代ヨーロッパにおいてこの「抵抗」が実践された一例として、スコットランドにおけるマリー伯の主導による一五六七年のメアリ女王廃位がある。これはメアリ女王と緊密な関係のあったカトリック国フランスはもちろんのこと、プロテスタントである隣国イングランドにおいても宗教的

及び政治的脅威として深刻に受け止められた。とりわけ、イングランドのエリザベス女王はスコットランド政府にこの抵抗の正当性を提示するよう強く要求した⁽²⁾。このような背景のもと、ヨーロッパで名声を博していた人文主義者ジョージ・ブキャナン(George Buchanan, 1506-82)はこの抵抗の正当性を対外的に示す目的で、プラトンの対話形式による『スコットランドにおける国王の法について』(De Jure Regni apud Scotos)を執筆したのである⁽³⁾。国王に対する抵抗あるいは服従が活発に議論されていた十六世紀後半のヨーロッパにおいて、彼の著作は「その世紀の政治的論文の中で最も影響力をもった」作品となった⁽⁴⁾。ブキャナンの理論はモナルコマキの諸説に属し、ブキャナンは「カルヴァン派革命論者の中で最も急進的な人物」⁽⁵⁾。

と称され、人民主権あるいはコンステイションナリズムの提唱者として先駆的な役割を担ったと評価されている⁽⁶⁾。他方、こうした近代的な側面を強調したブキャナン像に対して、マクファレンはブキャナンの理論、特に統治者の捉え方は中世的であると解釈し、オークリーはブキャナンの抵抗権論には彼の師であるジョン・メイジャー (John Major, 1467-1550) の影響が見出されると指摘する⁽⁸⁾。またメイソンは近代政治思想において強調されているブキャナンの理論の先駆的な位置付けを否定せぬものの、寧ろ彼の理論に見られる人文主義的な側面に焦点を当て論ずる⁽⁹⁾。

以上のような近年の研究で明らかにされるのは、ブキャナンの理論の基幹には人文主義の影響、特にアリストテレスの自然法やキケロのストア主義の影響が見られること⁽¹¹⁾、彼の理論はカルヴァン派の中では急進的ではあるが、理論そのものにはカルヴィニズムの要素がないこと⁽¹²⁾、などである。筆者はこのような既存の研究成果を受け入れ、本稿では従来ほとんど論じられることのなかった当時の聖書解釈に対するブキャナンの見解にも着目し、ブキャナンの抵抗権論の重層的構造に注目しながら、また同時代のモナルコマキの抵抗権論との比較を通して、彼の理論の特色について

で新たな視点を提示することを目指す。

1 抵抗権の論拠 (一)

—— 自然法に基づく王権及び法の起源 ——

ブキャナンは抵抗権論を構築する際、その前提として始源状態を想定し⁽¹⁴⁾、簡潔ではあるが、自然法に基づく社会形成を説く。ブキャナンによると、始源状態では「法律は存在せず」、人間は「あばら屋や洞穴に住み」(p.1, p.8) 放浪している⁽¹⁶⁾。但し、人間には「神の法」、「自然法」あるいは理性という「光」(p.14, p.11) が、「神により我々の魂に吹き込まれ」(p.13, p.10) ており、それは「人間に奥深く根付いている」(p.12-3, p.10)。⁽¹⁷⁾ この光によって喚起された「人間は本性上、社会を形成し共同生活のために生きる。」(pp.30-1; pp.24-5) のである。

ブキャナンの理論では神の力は人間を創造し、社会形成するよう彼らに光を授ける点においてのみ働く。つまり彼は理性の法としての自然法を強調し、アリストテレスのゾーンポリティコン、あるいはアクィナスの社会的政治的動物のように社会性を本性とする理性的な人間を前提とする。この生得理性により人間は「不道德と真実を識別す

る」(p.14; p.11) ことができ、自然に社会を形成する。社会を形成せず、「孤独を好み人との会話を避ける」者は「心の病」(p.13; p.10)に罹っている。このように理性は認識源であり、社会形成の前提条件なのである。ブキャナンは、ボダンのように神により父権的権威が生じ、そこから国家が形成されるという理論を展開するのではなく、あくまでも自然法による帰結として直接的に人間結合・社会形成を導き、それが国家形成へとつながると論ずることになる。⁽¹⁸⁾ ボダンは絶対王政論を提唱し、ブキャナンは制限王政論を主張した。彼らの異なる社会形成の論拠が二人の理論の分岐点になったといえる。

ブキャナンのこの前提から生じる帰結は二点ある。一つは人民による政治的権威の確立、すなわち国王創造である。⁽¹⁹⁾ 人間が形成した社会では、「人間同士の間には不和が生じるため国王の創造が必要となり」(p.31; p.25)、人民は社会を維持するために国王を創造する。完全な徳を持つ者が「自然に国王となる」が、そのようなことは不可能であるため、人民が社会の中から「本性が最も卓越した人物」(p.22; p.18)、すなわち「衡平さと思慮深さ」(p.19; p.15)に最も優れた人物を国王に選ぶのである。王位は元来、

「衡平を維持する機関」(p.24; p.20)であり、思慮深さとは善悪を見分け「共同体を統治する能力」(p.21; p.18)である。それらは統治者に必要な資質であつた。そしてブキャナンは人民による国王創造という理論から人民を国王の上に位置付けるのである。

国王創造の理由とブキャナンが前提とした理性の人間像は一見、矛盾しているようにも見えるが、これは同じく自然法を拠り所とするアキナスやロックにも共通に見られるアポリア(理論的難点)である。ここではその難点は、ひとまずさておいて、ブキャナンは始源状態から国王創造までの理論においてキリスト教的観念を用いずに世俗的に論証するために人間同士の不和状態を想定していることを強調しておこう。

二つ目の帰結は人民が立法権を有するという点である。というのは、神からの光により法は「本性の神秘の最も奥深いところから導き出されるのみならず、神自身によって与えられ、我々に提示され」(p.45; p.36)、⁽²⁰⁾ 個々の人間の内面に刻まれているからである。ブキャナンによると、神からの生得理性の結果、人民が立法する能力を有し、その権力を保持しているといえよう。⁽²¹⁾ このように理性から法を

導き出すブキャナンの理論にはケケロ的影響が強いのである。⁽²²⁾

神によつて法を提示される人民の「最高権力」とは「立法すること」(p.116; p.83)となる。しかしブキャナンは古代ギリシャの政体のようにその権利を有する人民全員が立法に参加することを示唆していない。彼によると、「人民全体の判断に任せるのではなく」、「全ての人民から選ばれたある一定」の者達が「国王と共にカウンシルに集まり」(p.40; p.33)法を制定する。⁽²³⁾彼は立法過程において「国王を伴うコモン・カウンシル」(p.39; p.33)を強調しており、事実上、立法権はカウンシルにあったといえよう。ブキャナンは人民主権という語は用いていないが、ボダンが主張したように立法権を有する者が主権者であると捉えれば、ブキャナンの理論における世俗界での主権者は理論上、人民であり、事実上、カウンシルであったといえるだろう。

これら二点の帰結から、ブキャナンは人民に選定された国王は人民が立法した法に服従するという理論を導き出す。彼によると、王国の首長は「国王であるのみならず一人の人間であり、無知により多くの点で過ちを犯し」(p.22; p.

18)、容易に放縱に陥りやすいので、「国王の不正な欲望を抑制するために」(p.109; p.82)法が必要となる。法とは国王にとつて「国王の欲望を拘束するもの」(p.22; p.18)である。従つて「立法の理由は、国王創造の理由と同じである」(p.28; p.23)。前者は国王の欲望を抑制し、後者は人民の欲望を抑制する。⁽²⁴⁾国王の権力を制限する法は、神の法はもちろんのこと実定法をも意味するが、ブキャナンは寧ろ後者を強調するのである。彼にとつて法の支配は人民が国王を創造する君主政においては当然の帰結であつた。ブキャナンは国王の法への服従という古典古代以来の主題を継承しつつも、絶対王政論者が国王に立法権を帰属させたのとは異なり、人民に立法権を付与し、国王を実定法の下に位置付けたのである。

さらに以上のコンテクストから導き出されるのは、「相互契約」の理論である。ブキャナンによれば、国王は戴冠式において「人民全体に先祖の法律、儀式、古い制定法を遵守することを恭しく誓う」(p.84-5; p.66)。これによつて、人民に対する国王の義務が発生する。国王の義務とは、ケケロのいう「人民の福祉が最高の法」(p.43; p.34)を達成すること、すなわち人民の安寧を守り社会を維持するこ

とである。従って、国王のあるべき姿とは「放縦なものを節制し、極端なものを衡平にし、怒れる者を正しい精神へと導く」(p.59; p.47) ことである。また国王は「法の規則に言動を一致させなければならない」(p.25; p.20)。そこでブキャナンはこれまたキケロのレクス・ロキュエンス理論(*lex loquens theory*)を引用して、「国王とは、もの言う法であり、もの言わぬ王、それが法である」(p.25; p.20)と主張する。国王は法による制限及び法の遵守を誓い、人民の鑑となり、彼らに模範を示すように自らの言動を法に一致させなければならないのである。このようにブキャナンはキケロに依拠して国王の義務を説き、国制を維持する役目を国王に課したのである。

その一方で自らの義務を誓約することにより、国王は人民から「あらゆる特権も与えられる」(p.106; p.80)。人民は、国王が自らの任務を遂行する限り国王に服従する義務を持つのである。ここに「国王と人民との間の相互契約」(*Mutua igitur regi cum civibus est pactio*) (p.126; p.96) が成立する。但し、既に考察したように、ブキャナンにとって国王権力の源は神ではなく人民であるため、国王と同様に「人民も同じ特権を保持している」(p.106; p.80)。

そのような社会では人民の特権や自由が基本原理とされ、人民の方が「国王より大きな権能を有する」(p.106; p.80)のである。抵抗権論者の基本的命題となったように、「統治者は個人にまさり、全体に劣る」(*rex singulis maior, universis minor*)存在なのであった。従って、国王が相互契約に違反した場合、国王は公共の敵となり、国王の上に位置する人民は彼を合法的に罰することができる。かくしてブキャナンは自然法に基づく王権の起源から相互契約を演繹し、そこから抵抗権を導き出すのである。

2 抵抗権の論拠 (二)

——スコットランドの古来の国制観——

ブキャナンはスコットランドの古来の国制観にも依拠して人民による国王の創造と人民への立法権の帰属を正当化する。

ブキャナンはケルト的タニストリー(族長後継者選定制)の慣習をモデルに「古来のスコットランド人」は「氏族の首長を選定していた」(p.84; p.65)と指摘し、当初、スコットランドでは選定制君主政が行われていたと論ずる。ここにおいても彼は、前述したように国王選定の「第一原

則」として、「有徳な者が選ばれる」(pp.77-8; p.60)点を強調するのである。彼の『スコットランド史⁽²⁹⁾』によると、初代国王ファergusは「知恵と行動により」「人民の集会で」任命された⁽³⁰⁾。この選定制の慣習が世襲君主制へと移行したのはケニス三世の時代である。ケニス三世は自らの王位を息子に継承させるために会議において世襲君主制という法律を新たに制定した⁽³¹⁾。ブキャナンはケニスのこの行動を「人民の意思に反して、あるいはそれを得るために人民を説得して行った」(p.79; p.62)と批判的に捉えるが、それ以降スコットランドでは世襲君主制が慣習となったことを容認する。但し、ブキャナンはこの世襲君主制では「愚かで気が狂っている息子」(p.83; p.64)には継承権がないと付言しており、世襲君主制の慣習においても国王の資質を重視している。ブキャナンは古来の国制観に依拠してこのような慣習が「外国の支配から免れて二千年間も続いている」(p.133; p.102)とスコットランド固有の君主政を擁護するのである。

人民に帰属する立法権に関してもブキャナンは、スコットランドの古来の国制観を根拠に「我々が我々自身と国王に平等で公平な法律を課した」(p.133; p.102)と自らの主

張を正当化する。また彼は「国王に関する法律は幾時代も前に立法され、王国に国王が確立される際、新たな法は制定されずに古い法が承認され満たされていた」(p.87; p.67)と主張し、初代国王ファergusの征服論を否定して人民による立法を説くのである⁽³²⁾。

ブキャナンは国王の戴冠式において生じる国王と人民との間の相互契約を「我々の政体の最初から継承されてきた」、「永遠の慣習」(p.84; p.65)であるとし、その戴冠式の宣誓に違反した場合、あるいは法を犯した場合、国王は抵抗されると論ずる。彼はその事例としてスコットランド王ジョン・ベイリオル (John Balliol, 1294-1315) の例を挙げる。ベイリオルは、「イングランドのエドワード王の権威に自らとその王国を従属させた」ため、人民の抵抗を受け「ロバート一世が彼の代わりに」(p.84; p.65)国王となった。これ以外にもブキャナンはスコットランドの国制観に依拠してジェイムズ一世、ジェイムズ三世の例を挙げ、そのような邪悪な国王は「永久禁固刑」に処されるか、「追放」あるいは「死刑」(p.78; p.61)に処されるべきと主張する。このようにブキャナンは自然法に基づく自らの理論の正当性を補強するために、スコットランドの古来の

国制観に依拠してその事例を挙げ、人民による抵抗を正当化するのである。

ところで、人民による国王確立、国王の上に位置する人民、法の下にいる国王、人民と国王との間の相互契約というブキャナンの主題はモナルコマキの理論にも見られた。しかしブキャナンとモナルコマキの顕著な相違はその主題を基礎付ける論証方法にあった。

モナルコマキは国王確立に関して、ブキャナンのように始源状態を想定せず、自然法ではなく聖書に依拠して神から国王が選ばれた後、人民の同意を媒介として国王が確立されたと論ずる。例えば、『ウインディキアエ』の作者は絶対王政論者も頻繁に引用したサムエル記第八章を用いて、神が「人民を統治するべき者としてサウルを選んだ」と解釈して、従来通り国王の神的起源を擁護する。その上で人民の同意を得て、サウル国王は「人民によって立てられた」と解釈し、人民による国王確立を主張する。⁽³⁴⁾そこからこの作者は人民全体が国王より大きな権能を有すると導く。⁽³⁵⁾このようにモナルコマキは聖書に依拠して「選ばれしもの」と「立てられしもの」という二分法的理論を掲げ、⁽³⁶⁾権

力の神的起源を説く神学に基づく論証によって人民による国王創造を正当化するのである。

しかし、ブキャナンはモナルコマキと異なり、キケロを引用して社会形成が神の意志に則するとしながらも、⁽³⁷⁾聖書には依拠せず神から人間に与えられた理性のみを用い、さらにスコットランドの古来の国制観を根拠に人民による政治的權威の確立を主張した。このように世俗的に基礎付けられた彼の理論には国王の神的起源はもちろんのこと、神の似姿としての国王という典型的なキリスト教的觀念もなく、最も有徳で倫理的かつ道徳的模範となる一人の人間としての国王が存在するのみである。従って、彼の国王の捉え方にはモナルコマキと異なり、ストア的影響が強いのが特徴的である。

また『ウインディキアエ』の作者はブキャナンと同じ主題を擁護し、「人民から諸法を受け取る国王」を実定法の下に置き国王の法への服従を説くが、⁽³⁸⁾ブキャナンほど明確に人民の立法権については言及していない。しかもこの作者は実定法への服従よりも神の法への服従に重きを置いている。ここにおいても両者の異なる論証方法が見出されるのである。

既に指摘したように人民と国王との間の相互契約論に關して、モナルコマキは聖書に依拠して契約論を論じており、それは神の法を維持するための契約であつた。⁽³⁹⁾ ブキャナンの理論にはモナルコマキのように神・国王・人民との間の第一契約は存在せず、⁽⁴⁰⁾ 彼らの第二契約に相当する国王と人民との間の契約のみが結ばれる。⁽⁴¹⁾ ブキャナンの主張する相互契約は寧ろローマ法のレクス・レギアに基づいた国王と人民との間の相互契約であつたといえよう。⁽⁴²⁾ つまり人民は国王に彼らの權威を委譲するが、国王が自らの任務を怠つた場合、その權威は剝奪され人民に返還されるのである。従つて、ブキャナンの理論には『ウインディキアエ』に見られるように、抵抗は神の意志あるいは神の法に依拠する宗教的義務であるという觀念はなく、⁽⁴³⁾ それは国制を維持するための相互契約における不履行、違法から生じる世俗的に論証された抵抗であつた。ここにおいてもブキャナンとモナルコマキの論証方法の相違が際立つていたのである。さらにブキャナンとモナルコマキの理論を比較すると、人民の捉え方が著しく異なつてることが理解できる。モナルコマキの理論においては、個人が極端に強調されることに對して否定的態度がとられ、⁽⁴⁴⁾ 人民よりも人民の代表が集

まるエステーツに權威が与えられるが、ブキャナンは自然法を用いて人民の代表機關よりも人民の權威をより一層、強調し、特に人民の大部分 (*major pars*) を重視するのである。⁽⁴⁵⁾ 従つて、ブキャナンはモナルコマキのように特定身分から構成されている代表機關に限定された人民主権を提唱してないのである。⁽⁴⁶⁾

3 抵抗権の論拠(三)

——聖書に基づく神学的論証——

世俗的論証方法と同時に、ブキャナンは聖書にも依拠して抵抗権を正当化する。それは当時において理論を構築する際に、支配的であつたキリスト教的觀念を無視することはできなかったからである。そしてそこにおいてもブキャナンはこれまでの理論の展開とは異なる独自性を示した。彼は国王への絶対的服従を求める者達たちの聖書解釈に對して独自の解釈を提示し、彼らの理論に反駁しようと試みるのである。

国王に對する人民の絶対的服従は、それまでほとんどの場合、サウル(サムエル記第八章)及びパウロの教義(ローマ人への手紙第十三章)に依拠して国王權力の神的

起源や神聖不可侵である国王の絶対的権力から導き出されていた。⁽⁴⁷⁾これに対してブキャナンはサムエルの神的起源を認めるが、サウルのそれには言及せず、寧ろサムエルの息子たちの廢位に焦点を当てる。そして彼は、サムエルの息子達が神の法に反する判断を下していたため人民が彼らの退位を神に要求し、神がそれを聞きいれたと解釈して、そこから人民の抵抗権を導き出す。従って、国王が法に反した行動をする場合、人民は国王を罷免する権力を有するとブキャナンは結論付けるのである。⁽⁴⁸⁾

次に、権威に対する服従を説くパウロの教義についてブキャナンは、「彼の審判や意図をよく考慮しなさい。言葉だけを考察するのではなく、いつ、誰にむけて、なぜ彼がそれを書いたのか考察しなければならない」(p.91-2; p.71)と述べる。ブキャナンはテトス書三章、テモテ書二章を挙げ、権威を有する者に対して服従する点、国王に祈りを捧げる点、またローマ人への書簡には邪惡な者を罰する剣は国王に属する点がパウロにより記されていると従来通りに聖書を解釈する。しかし彼は権威を有する者が「真に合法的な為政者」(p.93; p.71)の場合にのみ、これらが有効であると独自の解釈をする。

ここで彼はこれまでの理論と異なり、為政者を「地上における神の代理人」(p.93; p.71)として認めるのである。

神の似姿である「真に合法的な為政者」に対しては、人民は服従しなければならず、そのような為政者に対して抵抗することは「神の定めに抵抗する」(p.92; p.71)ことに繋がる。このようにブキャナンはカルヴァンあるいはジェイムズなどの絶対王政論者が忠実であったパウロの教義を擁護するが、その服従を「真に合法的な為政者」にのみ適用し、パウロの教義の有効性に条件を付けた。さらにブキャナンは「良き君主に服従すべきということは、邪惡な国王に抵抗すべきではないということには結びつかない」(p.92; p.71)と主張し、パウロの教義にも抵抗権の余地を見出そうとするのである。

また、全ての権力の神的起源を説くパウロの教義について、ブキャナンはパウロの書簡の執筆目的を挙げる。それは「キリスト教徒に対して、為政者の権威を否定する輕率な者を叱責するため」(p.93; p.71)である。彼によると、パウロは「為政者として統治している者について」ではなく、「為政者の職」すなわち「その機能や職務」(p.93; p.71)について述べている。ブキャナンは神が為政者を「神

の法の番人」として任命したとし、その権力の神的起源を認め、「最善のコモンウェルスにおいてさえも為政者の職は必要である」(p.94; p.71)と主張する。そしてパウロの書簡は、「為政者の職が良いものであるのみならず、神聖すなわち神の定めである」点を認めない者、つまり統治権力の職を認めない者の「過ちを論駁し」(p.93; p.71)、それを認めるように訓戒しているとブキャナンは独自の解釈をする。従って、彼によると為政者の職は神聖ではあるが、その職に就いている為政者は神聖とは限らず、邪悪な場合は罰せられる。為政者の職と為政者自身という二分法を用いて、ブキャナンはここからも抵抗を正当化するのである。

さらに、カルヴァンが主張したように邪悪な国王は神によつて遣わされており、人民はそれに服従すべきという当時支配的であつた主張に対して、⁽⁴⁹⁾ブキャナンは「神が邪悪さの創造者と誰が主張するであろうか」(p.95; p.73)と反駁し、この主張を根本的に否定する。そしてブキャナンは再度、自らの立場を明確にし、「暴君が合法的に殺害される」(p.98; p.76)理由を聖書から挙げる。彼によると、聖書には第一に「地位や階級の区別なく、邪悪さ、邪悪な者たちを排除するよう明確に指示されて」(p.98; p.76)いる⁽⁵⁰⁾

点、第二に暴君は「人民の利益のためではなく、自らの欲望を実現するために権力の便宜をはかる」ゆえに、「パウロによつて述べられた権力の定義は暴君には属していない」(p.98; p.76)点が記されている。このようにブキャナンは国王への服従を主張する者が盾としていた聖書の論拠に対しても独自の解釈を試み、暴君に対する人民の抵抗を主張するのである。

⁽⁵¹⁾モナルコマキも同様に聖書に依拠して暴君への抵抗を説くが、ブキャナンほど明確に人民の抵抗を主張してはいない。例えば、『ウィンディキアエ』の作者は前節で考察したようにサウルの神的起源を擁護しつつ、ブキャナン同様にサムエルの息子達の廃位について指摘するが、彼らは神によつて罰せられたと結論づけており、人民による抵抗権を説くための論拠としてはいない⁽⁵²⁾。またこの作者は人民を「神の民」と捉え、「神の諸権利を守護する国王に、人民は従う」⁽⁵³⁾ことを説き、それを守護しない国王、すなわち暴君には従う必要はないと主張する。しかし、彼の理論の根底には国王よりも神に従うという主題があり、そこから神の法に反する国王に対し抵抗を正当化するのである。このようにモナルコマキは神への服従という観点から抵抗権論を

構築したが、⁽⁵⁴⁾ブキャナンはこうした観点を前面に出すことはなく、既に指摘したように国制の維持に反する国王に対する抵抗を主張するために新たな聖書解釈を試みるのである。

しかし人民によって抵抗された暴君の事例が聖書にはないため、ブキャナン独自の聖書解釈には限界があった。それに対しブキャナンは国内の根本法を引き合いに出して、「仮に事例がないから行うことはできないというのなら、どのくらいの制定法が継続されるだろうか」、「というのは、その大部分は古来の事例から導き出されたものではなく、新たな欺瞞に対して事例もないのに確立されたからである」(pp.105-6; pp.79-80)と弁明する。さらにブキャナンは、「ユダヤの国王が臣民に罰せられていないとしても、我々の今の目的には必要ではない」、「なぜなら彼らは人民によって選ばれたのではなく神によって選定されたからである」(p.106; p.80)と反駁し、自らの議論の対象は聖書の中に登場する神的起源の国王ではなく、あくまでも人民によって確立された国王であることを強調する。そして彼は自らの理論を正当化するために再度、外国の歴史及びスコットランドの国制観に依拠するのである。彼の聖書解釈

の整合性はさておき、キリスト教的観念が支配していた十六世紀後半において国王への絶対服従を擁護した者が固執した聖書の同じ引用箇所から抵抗権を演繹しようとする彼の論証方法は極めて特徴的であるといえる。

4 おわりに —— 抵抗権の確立 ——

かくしてブキャナンは自然法、スコットランドの古来の国制観、聖書を論拠として、暴君に対して「人民全体」のみならず「その一人一人」(*non modo universo populo, sed singulis etiam*)が国王を「殺害」するのは「合法的」(p.127; p.97)であると主張する。⁽⁵⁵⁾ここに彼の抵抗権が明示された。ブキャナンは「人民全体」に関して、『ウィンディキアエ』に見られるように政務官あるいは民会などの特定身分やエリート機関を指すと明確に定義していない。⁽⁵⁶⁾諸個人の権威を強調しているこれまでの彼の理論から「人民全体」という概念は、より広範な人々を内包し、⁽⁵⁷⁾さらに「その一人一人」とは諸個人であったといえる。しかしそこには庶民は含まれていない。ブキャナンは、「より良い一部だけではなく、大部分が自由・名譽・安全を維持するため立ち上がる。しかし庶民全体 (*common people, tota plebs*) が抵抗

したら、それは我々が今論じている議論と一致しない」(p.118, p.90)と述べており、彼が庶民全体に抵抗権を付与していないことは明らかである。従って、ブキャナンは抵抗権保有者の範囲を庶民以外の人民全体並びに諸個人にまで拡大したのである。

しかし、ブキャナンが全ての抵抗権保有者によるその権利の行使を肯定していると断定するのは早急であろう。前述したように彼は立法権を人民に付与するが、立法過程において「人民全体」による審判を否定し、事実上、カウンシルに立法権を帰属させた。そこからブキャナンは理論上、抵抗権を有する「人民全体」と「その一人一人」が暴君を罰するのは合法的ではあるとしたが、事実上、抵抗権の行使をカウンシルに帰属させたといえよう。

一方、モナルコマキは暴君を篡奪による「資格なき暴君」と合法的な君主の「行使による暴君」という二類型に分ける。その上で、『ウィンディキアエ』の作者やベーズは前者に対してはブキャナン同様に諸個人による抵抗権を認めるが、後者に対しては等族や次位の為政者あるいはエステーツにのみ抵抗権を付与する⁽⁵⁸⁾。しかし、ブキャナンは彼らのように暴君の種類により抵抗権の保有者を区別せず、

「あらゆる事柄に関して十全なる権力を手中におさめ、その権力がいかなる法の拘束によつても制限されていない」
「国王も (p.64, p.50)、「武力によつて」国を「侵害する」

篡奪者も同じ暴君であると主張し (p.65, p.53)、理論上ではあるが、人民全体から諸個人にまで抵抗権を付与したのである。⁽⁵⁹⁾このように暴君の種類に関係なく、あらゆる暴君に対して諸個人の抵抗権を提唱したブキャナンの理論は當時では極めて急進的であるといえよう。

ブキャナンはモナルコマキと同様な主題を掲げ「暴君に対する抵抗」論を構築したが、両者の論証方法には顕著な相違が見られた。モナルコマキが聖書に依拠して、権力の神的起源を説く典型的なキリスト教的理論と、人民による国王確立を導くための国王と人民との間の契約論とを結合させ、抵抗権を正当化しようと試みたのとは異なり、ブキャナンは人民の理性と法の上に神的起源を認め、始源状態から人民による政治的権威の確立までを脱神学的な理論を中心に論じた。そして彼は、モナルコマキのように神の法あるいは宗教を維持するための理論ではなく、ローマ法的な相互契約論に基づき国制を維持するための抵抗権論を構築し、理論上、諸個人に抵抗権を付与したのである。こ

うして構築されたブキャナンの理論はモナルコマキのそれよりもはるかに世俗的かつ急進的であった。その固有性は人民主権あるいはコンステイチュションリズムの提唱も然ることながら、十六世紀において従来の神の観念及び聖書の解釈に新たな視点を提示したブキャン独自の論証方法にあったといえよう。ブキャンはフランスやポルトガルの大学でも教鞭をとったことのある当代きつての博識な人文主義者であった。彼は古典古代についての人文主義的教養、聖書についての豊富な知識、そして母国のスコットランドの歴史についての造詣に基づいて、多様な観点から抵抗権を擁護し、それまで見られないほどの重層的な構造をもつ抵抗権論を展開したのである。

- (1) 抵抗権論の変遷について以下を参照した。小島隆一郎、『抵抗権思想の変遷——中世より十七世紀イギリスまで——』慶應義塾大学法学研究科修士論文、一九七〇年。日本法哲学会編、『抵抗権』、有斐閣、一九六〇年。
- (2) Gordon Donaldson, *Scotland James V-James VII* (Edinburgh, 1990), pp.157-170. H.R. Trevor-Roper, 'George Buchanan and the Ancient Scottish Constitu-

tion', in *the English Historical Review Supplement 3* (1966)

- (3) 本稿で用いるブキャナンの著作は「英語訳版について」は Early English Books 1641-1700 (STC II), (1680). オリジナルのラテン語版については English Experience, Da Capo Press (Amsterdam, 1969) を用いる。なお、以下の英語訳版も必要に応じて参照している。Charles Flinn Arrowood (ed.), *The Power of the Crown in Scotland* (Austin, 1949) Duncan H. MacNeill (trans. & comm.), *The Art and Science of Government among the Scots* (Glasgow, 1964)
- (4) Stephanus Junius Brutus, H.J. Laski (trans. & intro.), *Vindiciae contra Tyrannos. A Defense of Liberty against Tyrants* (New York, 1972), p.5.
- (5) Quentin Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought*, ii (Cambridge, 1998), p.301. Cf. p.343, n.1.
- (6) J.H. M. Salmon, 'An Alternative Theory of Popular Resistance: Buchanan, Rosseus and Locke', in *Diritto E Poetere Nella Storia Europea*, (Florence, 1982), pp.823-49
- (7) Arthur H. Williamson, *Scottish National Conscious-*

- ness in the Age of James VI (Edinburgh, 1979), p.109.
- LD. McFarlane, 'George Buchanan and French Humanism', in A. H. T. Levi (ed.), *Humanism in France* (Manchester, 1970), p.303.
- (9) Francis Oakley, 'On the Road from Constance to 1688: The Political Thought of John Major and George Buchanan', in *Journal of British Studies* 2 (1962), pp.1-31.
- (10) Roger A. Mason, 'Rex Stoicus: George Buchanan, James VI and the Scottish Polity', in John Dwyer et al (eds.), *New Perspectives on the Politics and Culture of Early Modern Scotland* (Edinburgh, 1982), pp.9-33.
- (11) 上記以外のブキャナンの思想に関する主な論文は以下に拠る。P. Hume Brown, *George Buchanan, Humanist and Reformer* (Edinburgh, 1989) J.H. Burns, 'Political Ideas of George Buchanan', in *Scottish Historical Review* 30 (1951), pp.60-68. Burns, *The True Law of Kingship* (Oxford, 1996) Glasgow Quatercentenary Studies, *George Buchanan* (Glasgow, 1907) LD. McFarlane, *Buchanan* (London, 1981) Roger A. Mason, *Kingship and the Commonwealth* (Edinburgh, 1998), pp.215-41. James E. Phillips, 'George Buchanan and the Sidney Circle', in *Huntington Library Quarterly* 12 (1948-9), pp.23-55.
- (12) Mason, 'Rex Stoicus', p.27.
- (13) Robert M. Kingdon, 'Calvinism and Resistance Theory, 1550-1580', in J. H. Burns (ed.), *The Cambridge History of Political Thought* (Cambridge, 1996), pp.214-8. Skinner, *Foundations*, ii, p.241. ブキャナンの理論は大陸のカルヴァン派の理論のように抵抗権の行使者を特定の機関に限定していない点、また世俗的である点が指摘されているが、詳細には論じられていない。
- (14) モナルコマキ (暴君放伐) はウィリアム・バークレイによる造語であり、それはプロテスタント及びカトリックに対して用いられた。本稿ではユグノー派 (プロテスタント) に属するモナルコマキの理論を対象とし、その典型的な理論が見られるステファヌス・ユニウス・ブルトゥス (匿名) 著『ウィンディキアエ』を中心に考察する。
- (15) ブキャナン自身は始源状態という語を使用していないが、本稿では英語訳版及び二次文献を参照し、社会形成以前の状態を始源状態とする。Buchanan, *De Jure* (1579), p.8. 'cum homines in tuguriis atque etium antris habitarent.' MacNeill, *The Art and Science of Govern-*

ment, p.21. 'a primitive condition.' Salmon, 'Alternative Theory', p.826. 'a presocial state of nature.'

- (15) この頁数は前者が英語訳版、後者がラテン語版を示す。以下、同じ。

- (16) 本稿では *homo* を人間と訳す。

- (17) Mason, 'Rex Stoicus', p.15.

- (18) ノキヤナンは association of men の formation of human society を同じ意味で扱う。Buchanan, *De Jure* (p.12; p.9)

- (19) 本稿では *populus* を人民と訳す。

- (20) ハーンズはノキヤナンの理論では人民が法の源泉であると指摘するが、筆者は神から与えられた生得理性の結果、法の源泉は神であると考ええる。Cf. Burns, 'Political Ideas', p.64.

- (21) Buchanan, *De Jure* (p.39; p.32) ノキヤナンは國王を伴うカウンシルによる立法を主張するが、作品に登場する対話者メイトランドがこの自由を人民にも付与するのとノキヤナンに問い、それに対してノキヤナンは付与すると答える。そこから筆者はノキヤナンが人民の立法権を肯定していたと考える。

- (22) Cicero, 'On the Law', Bk1, in James E. G. Zetzel (ed.), *On the Commonwealth and On the Laws* (Cam-

bridge, 1999), p.111.

- (23) 本稿では英語訳版で使用されているカウンシル (council) をそのまま用いる。ノキヤナンはカウンシルの定義について言及していないが、彼の理論の文脈と同時の時代背景からそれは議會に相当する身分制議會 (the Convention of Estates) を意味すると筆者は考ええる。Julian Goodare, 'The Estates in the Scottish Parliament, 1286-1707', in *Parliamentary History* 15 (1996), p. 13. n.10. Cf. 議會の発展については以下を参照。G. W. S. Barrow, *Kingship and Unity, Scotland 1000-1306* (Edinburgh, 1981), pp.126-8.

- (24) Buchanan, *De Jure* (p.43; p.35) 國王が完全な徳を持つ場合、放縱に陥ることはないので「法の必要性はないかもしれない」とノキヤナンは付言する。

- (25) Cf. Mason, 'Rex Stoicus', p.27.

- (26) Cicero, 'On the Laws', p.157.

- (27) Mason, *Kingship and the Commonwealth*, p.223. ノキヤナンは限定付きではあるが、パウロの教義と同じ理論を擁護する

- (28) Colin Kidd, *Subverting Scotland's Past* (Cambridge, 1993), p.20.

- (29) George Buchanan, James Aikman (ed. & trans.),

- The History of Scotland*, i & ii, (Glasgow, 1827) ブキャナンの『スコットランド史』はヘクター・ボイスの『スコットランド年代記』に依拠しており、信憑性に欠けている。そこから彼は人文主義的歴史家であると称されてゐる。 Trevor-Roper, 'George Buchanan', p.21. 一方、マクファレンはブキャナンの歴史書には一五三〇年代のフランス人文主義の多大な影響があると指摘する。 McFarlane, 'George Buchanan and French Humanism', p.302.
- (36) Buchanan, *The History*, i, p.157.
- (37) Buchanan, *The History*, i, pp.306-9.
- (38) Cf. ジェイムズ六世はフアーガスの征服論を肯定し、そこから国王の立法権を主張する。 James VI, Johann P. Sommerville (ed.), *King James VI and I Political Writings* (Cambridge, 1994), p.73.
- (39) 小林孝輔・佐々木高雄 (共訳) 'R・トロイマン著『モナルコマキー人民主権論の源流』、学陽書房、昭和五十一年、六十一―六十六頁。モナルコマキはマリアナを除いて始源状態について詳しく論じていない。
- (40) Brutus, *Vindiciae contra Tyrannos*, p.117-21. なお、邦訳に関しては以下を参照した。城戸由紀子、『僭主に対するウインディキアエ』、東信堂、一九九八年、九十―九十六頁。ページも『臣民に対する為政者の権利について』の中で国王は 'ordained by God', 'installed through popular election' と主張する。 Théodore de Bèze, 'Right of Magistrates', in Julian H. Franklin (trans. & ed.), *Constitutionalism and Resistance in the Sixteenth Century* (New York, 1969), p.104.
- (41) Brutus, *Vindiciae contra Tyrannos*, p.124. 城戸、前掲書、九十九頁。
- (42) 小林、前掲書、六十六―六十九頁。例外として F・オマンがいる。オマンは『フランコガリア』の中で、専らゲルマン的人民選定制の慣習に基づくフランスの国制観に依拠して人民による国王創造を正当化した。 Francois Hotman, Ralph E. Giesey and J. H. M. Salmon (Latin, trans. respectively), *Francogallia* (Cambridge, 1972), pp.333-49.
- (43) Buchanan, *De Jure* (p.14, p.11)
- (44) Brutus, *Vindiciae contra Tyrannos*, pp.144-9. 城戸、前掲書、百二十一―百二十六頁。
- (45) Brutus, *Vindiciae contra Tyrannos*, p.72. 城戸、前掲書、三十九頁。
- (46) Brutus, *Vindiciae contra Tyrannos*, p.71. 城戸、前掲書、三十八頁。

(41) Skinner, *Foundations*, ii, p.341. ユグノーとブキャナンの理論の相違に関してスキナーは前者が宗教的契約と政治的契約の二種類を挙げたのに対し、ブキャナンは政治的契約を挙げた点を指摘する。

(42) C. H. McIlwain, *Constitutionalism Ancient and Modern* (1947), pp.67-73. 邦訳 森岡敏一郎『立憲主義その成立過程』、慶應通信、昭和四十三年、百二一頁。ブキャナンの主張したレクス・レギアはプラクトンのであったといえる。Cf. 三吉敏博(訳)『P・C・マイヤー』タツシユ著『ホッブズと抵抗権』、木鐸社、一九七六年、百五十八頁。Walter Ullmann, *A History of Political Thought: The Middle Ages* (Penguin Books, 1965), pp.214-5. 邦訳 朝倉文市『中世ヨーロッパの政治思想』、御茶の水書房、一九八三年、二百三十八頁。

(43) J. W. Allen, *Political Thought in the Sixteenth Century* (Methuen, 1960), p.330.

(44) 小林『前掲書』六十一・六十二頁。

(45) Oakely, 'On the Road', p.26. オークリーによると *major pars* の定義は「量的にも質的にも優っている人民」である。Cf. Julian H. Franklin, *John Locke and the Theory of Sovereignty* (Cambridge, 1978), p.3, n.4. 邦訳 今中比呂志・渡辺有二『ジョン・ロックと主権

理論』、御茶の水書房、一九八〇年、二十七頁(註)四。

(46) Skinner, *Foundations*, ii, p.342. Salmon, 'Alternative Theory', pp.826-7, p.832. サモンはブキャナンのロックの理論に見られる共通点を二点挙げる。一点目は始源状態の受容、二点目は人民が実際に権力を行使するという信念(エリート組織に限定された人民主権を拒否した点)である。

(47) このような解釈をした絶対王政論者には例えばボダンやジェイムズ六世がいる。一方で、抵抗権を主張したイングランドのジョン・ポネットとクリストファー・グッドマンもサウルの神的起源を認めている。サウルの神的起源は従来の観念であったといえる。

(48) Cf. ブキャナンは絶対王政論者が引用したサムエル記第八章に示されている国王の所業については言及していない。例えば、『ウィンデイクピア』の作者はこの個所を「国王権力を制限するための論拠として解釈する。Brutus, *Vindictae contra Tyrannos*, pp.172-4. 城戸『前

掲書』百五十二・百五十五頁。

(49) Cf. Beze, 'Right of Magistrates', p.104. 国を懲罰するために神が邪悪さを遣わしたとベーズは解釈する。

(50) 同じ点は別の箇所(p.104; p.79)でも触れられている。

- (51) モナルコマキの聖書の解釈については以下を参照。
小林、前掲書、七十七ー八十一頁。
- (52) Brutus, *Vindiciae contra Tyrannos*, p.73. 城戸、前掲書、四十一ー四十二頁。
- (53) Brutus, *Vindiciae contra Tyrannos*, pp.69-70. 城戸、前掲書、三十六頁。
- (54) Bèze, 'Right of Magistrates', p.102.
- (55) Cf. Buchanan, *De Jure* (p.72; p.56) 対話者メイトランドの発言にも同様な主張がみられる。暴君を「殺害した者に対する褒美は人民全体のみならず、諸個人にも認められる。」
- (56) Brutus, *Vindiciae contra Tyrannos*, p.97. 城戸、前掲書、六十六ー六十八頁。
- (57) Cf. Mason, 'Rex Stoicus', p.20. 筆者はブキャナンのいう「人民全体」は以下の二点の主張からより広範な

人々を内包していると考ええる。国王は戴冠式で「人民全体」に対して法律を遵守することを誓う。 Buchanan, *De Jure* (pp.84-5; p.66) 「人民全体」は法よりもより大きな権能を有する。(p.114; p.86.)

- (58) Brutus, *Vindiciae contra Tyrannos*, pp.181-212. 城戸、前掲書、百六十五ー百九十八頁。Bèze, 'Right of Magistrates', pp.105-15.

- (59) Cf. ロックはブキャナンが人民の抵抗権を肯定した点について言及している。John Locke, Peter Laslett (ed.), *Two Treatises of Government* (Cambridge, 1988), p.421. 邦訳、鶴飼信成『市民政府論』、岩波文庫、一九九七年、二百三十四頁。

二〇〇一年五月二日受稿
二〇〇一年八月二十日レフェリーの審査を
へて掲載決定

(二橋大学大学院博士課程)